

番号	水銀排出施設の種類		施設の規模要件 (以下のいずれかに該当するもの)		排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
					既存(注2) 施設	新規 施設
1	小型石炭混焼ボイラー(注4)		<ul style="list-style-type: none"> ● 伝熱面積10m^2以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上 		15	10
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー				10	8
3	非鉄金属 (銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉: ● 原料処理能力1t/時以上	30	15
4		鉛又は亜鉛	金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。): ● 火格子面積1 m^2 以上 ● 羽口面断面積0.5 m^2 以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上	50	30	
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5 m^2 以上 ● 羽口面断面積0.2 m^2 以上 ● 燃焼能力(注3)20L/時以上	400	100	
6		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: ● 燃焼能力(注3)10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上	50	30	
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積1m^2以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上 	80 (注7)	50	
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積2m^2以上 ● 燃焼能力200kg/時以上 	50	30	
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注5)又は水銀含有再生資源(注6)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	100	50	

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日(平成30年4月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したものを(液体燃料10L、気体燃料16 m^3 、固体燃料16kgがそれぞれ重油10Lに相当するものと換算する。)

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10W/時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。